

久保・佐々木税理士法人通信

編集発行人 税理士 久保 一則

〒355-0072
東松山市大字石橋1639-3
TEL 0493 (24) 1818
FAX 0493 (24) 1843



花菖蒲

6月

2021 (令和3年)
水無月 - JUNE -

日	•	13	27
月	•	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	•
金	4	18	•
土	5	19	•
日	6	20	•
月	7	21	•
火	8	22	•
水	9	23	•
木	10	24	•
金	11	25	•
土	12	26	•

6月の税務と労務

国 税	5月分源泉所得税の納付	6月10日	地方税	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
国 税	所得税の予定納税額の通知	6月15日		
国 税	4月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	6月30日		市町村の条例で定める日
国 税	10月決算法人の中間申告	6月30日	労 務	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内
国 税	7月、10月、1月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合)	6月30日	労 務	児童手当現況届(市町村役場に提出) 6月30日

ワンポイント 法人設立ワンストップサービス

法人設立時に必要な「法人設立届出書」、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出など、複数の行政機関への各種手続きをマイナポータルでのオンラインサービスで一度に行えるシステム。2月からは設立登記などにも対応し、全ての手続きに拡大されています。

退職金の税務



令和3年度税制改正では、法人役員以外の従業員に支給する退職金についての課税方法の見直しが行われています。

退職金については、税務上、留意する点も少なくないので、役員や従業員などの受給側と支給する会社側に分けて以下、ポイントを整理してみます。

I 受給する側

1 納税手続き

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算します。

退職金の支払いを受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払い者(会社)に提出している場合は、源泉徴収だけで課税関係が終了(分離課税)しますので、原則、確定申告の必要はありません。

一方、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合は、退職金等の支払金額の20.42%の所得税及び復興特別所得税額が源泉徴収されますが、受給者本人が確定申告を行うことで精算されます。

2 税額の計算方法

税額計算の基となる退職金(課税退職所得金額)は勤続年数などにより異なります。

具体的には、次の(1)~(3)の区分に応じて求めた課税退職所得金額を図表1に当てはめて計算します。

(1) 一般退職手当等

次の(2)又は(3)に該当しない一般の退職所得の金額は、原則として収入金額(源泉徴収される前の金額)

から退職所得控除額(図表2)を差し引いて2分の1を掛けたもの(2分の1課税)となります。

(2) 特定役員退職手当等

法人役員等の退職金については、役員等としての勤続年数が5年以下の者(特定役員等)が、その役員等の勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの(特定役員退職手当等)については、2分の1課税が適用されません。

ここでの役員等とは、①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人や法人の経営に従事している一定の者、②国会議員や地方公共団体の議会の議員、③国家公務員や地方公務員をいいます。

課税退職所得金額は、次のように計算します。

◆特定役員退職手当等のみの場合

特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額

◆特定役員退職手当等と一般退職手当等の両方がある場合

次の①と②の合計額

① 特定役員退職手当等の収入金額－特定役員退職所得控除額

② {一般退職手当等の収入金額－(退職所得控除額－特定役員退職所得控除額)}×2分の1

※ 特定役員退職所得控除額は、次の算式で求めます。

・特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間の重複がない場合

40万円×特定役員等勤続年数

・期間の重複がある場合

40万円×(特定役員等勤続年数－重複勤続年数)＋70万円×重複勤続年数

(3) 法人役員等以外の短期退職手当等

令和3年度税制改正では、退職給付の実態を踏まえ、勤続年数が5年以下で特定役員退職手当等に該当しないもの(短期退職手当等)に係る退職所得の

図表2

退職所得控除額の計算方法	
① 通常の退職の場合	
勤続年数が20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
勤続年数が20年超	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)
② 障がい者になったことに直接起因して退職した場合	
①によって計算した金額＋100万円	
※ 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なることがあります。	

計算について、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた残額のうち、一定額を超える部分は2分の1課税が適用されなくなりました。

この改正は、令和4年分所得税(令和5年度分住民税)から実施され、具体的には、短期退職手当等に係る退職所得の金額については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とされています。

① 短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合は、その残額の2分の1に相当する金額となります。

② 前記①に掲げる場合以外の場合は、150万円とその短期退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額となります。

3 解雇予告手当

労働基準法では、使用者は、労働者を解雇する場合、少なくとも解雇30日前に予告が必要で、予告しない場合は30日分以上の平均賃金を支払うこととされています。

この解雇予告手当については、退職所得とされています。

4 死亡退職金

死亡退職者の遺族が受ける退職手当等で被相続人の

死亡後3年以内に支払いが確定したものは、相続財産とみなされ、相続税の課税対象となることから、所得税は非課税となります。

II 支給する側

1 役員の場合

法人税法においては過大な役員退職金は損金不算入とされています。

2 使用人の場合

使用人への退職金は原則、損金の額に算入されますが、特殊関係使用人に対する退職金のうち、過大な部分については損金に算入できません。

特殊関係使用人とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 役員の親族
- ② 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者
- ③ ①及び②以外の者で役員から生計の支援を受けている者
- ④ ②及び③の者と生計を一にするこれらの者の親族

これは、同族会社の恣意的な所得分散を防ぐ目的を持っています。役員への退職金については損金算入に制限を設けており、使用人に対する退職金を全て損金算入にしてしまうと、本来役員に対して支給すべき退職金を、使用人である役員の親族等に過大に退職給与として支給するなどして所得の分散を図ったり、法人税を節税することも可能となるので、法人税では特殊関係使用人に対して、このような取り扱いとしています。

3 適正額の判断基準

役員や使用人に対する退職金の適正額の判断基準としては、その会社の業務に従事した期間、退職の事情、その会社と同業種・同規模の会社の退職金の支給状況に照らして相当かどうかで判断されます。

なお、役員退職金適正額の算出基準としては、功績倍率法や1年当たり平均額法などがあります。

児童扶養手当と障害年金の併給

従来、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

令和3年3月1日時点で支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給することができます。

手当から受給することができます。

なお、障害年金以外の遺族・老齢年金等については従来の取り扱い(年金額が児童扶養手当額よりも低い場合に、その差額分の児童扶養手当を受給できる)に変更はありません。

駐車場の賃貸借契約書の印紙

印紙税法では、土地又は地上権の賃貸借契約書は、課税対象（印紙税額一覧表の第1号の2文書）に該当しますが、建物や施設、物品などの賃貸借契約書については、課税対象となりません。

そのため、駐車場の賃貸借契約書の場合は、その契約が「土地の賃貸借」なのか、「駐車場という施設の賃貸借」なのかにより、印紙税の取扱いが異なります。

そこで、駐車場を借りるための契約としては、概ね次のような場合が考えられますので、以下、その印紙税の取扱いを見ていきます。

1 駐車する場所として土地を賃貸借する場合

駐車する場所として、いわゆる駐車場としての設備のない更地を貸し付ける場合の賃貸借契約書は、印紙税額一覧表の第1号の2文書「土地の賃借権の設定に関する契約書」に該当するので課税対象となります。

2 車庫を賃貸借する場合

車庫という施設の賃貸借契約書に該当するので、課税対象となりません。

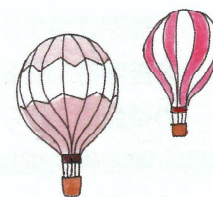
3 駐車場の一定の場所に駐車することの契約の場合
駐車場という施設の賃貸借契約書に該当するので、課税対象となりません。

4 車の寄託（保管）契約の場合

この場合は、車という物品を預かる寄託契約書に該当するので、課税対象となりません。

なお、土地の賃貸借契約書の記載金額は、目的物の使用収益のための対価（いわゆる地代）ではなく、賃借権の設定のための対価、すなわち権利金、名義変更料、更新料等後日返還されることが予定されていないものの金額をいいます。

そのため、土地賃借権契約書で、その契約書に記載されている金額が「月額地代のみ」のような場合には、記載金額のない第1号の2文書となります。



行き止まり私道の評価

Q 自宅前の道路はいわゆる「行き止まり私道」で、路線価は付されておられません。相続等の際には、どのように評価すればよいのでしょうか。

A 相続税や贈与税の申告のために、路線価地域内において路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるときには、税務署長に対し、路線価（特定路線価）の設定の申出を行うことができます。

設定の申出が行われ税務署長が特定路線価を設定した場合には、この特定路線価を路線価とみなして、その道路のみに接している宅地を評価します。

特定路線価は、原則として建築基準法上の道路等に設定されます。私道がこれに該当しない場合は、原則、既存の路線価を基に画地調整等を行い評価します。

非居住者等からの土地等の購入

非居住者や外国法人から日本国内の土地等を購入し、その代金を国内で支払う場合、非居住者等に対して対価を支払う際は、「所得税及び復興特別所得税」（10.21%）の源泉徴収を行い、原則として支払った月の翌月10日までに納めなければなりません。

源泉徴収義務者には、土地等の譲渡対価の支払をする者の全てが含まれていますから、法人はもちろん個人（事業者かどうかは問いません。）でも、非居住者等に対して土地等の譲渡対価を支払った場合には原則、源泉徴収が必要です。

ただし、個人が自己又はその親族の居住の用に供するために土地等を購入した場合で、その土地等の譲渡対価が1億円以下であれば、その個人は源泉徴収をする必要はありません。